

中井町指定給水装置工事事業者の皆さまへ 上下水道課より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新制になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日より施行されたことに伴い、指定の有効期間が従来の無期限から、5年ごとの更新制となります。更新がなされない場合は失効となりますのでご注意ください。

政令の規定により、従前の制度(令和元年9月30日まで)で指定を受けた給水装置工事事業者の皆さまは、指定を受けた日によって、初回更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間	初回更新後の指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日	令和2年9月30日～令和7年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日	令和3年9月30日～令和8年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日	令和4年9月30日～令和9年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日	令和5年9月30日～令和10年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日	令和6年9月30日～令和11年9月29日

- 登録所在地等に変更がある場合は、至急指定事項変更届のご提出をお願いいたします。
連絡先不明の場合、再通知はいたしませんので、ご注意ください。
- 更新手続きの詳細につきましては、裏面の「更新申請のご案内」をご確認ください。

更新手続きについてのお問い合わせは
上下水道課 0465-81-3903

中井町指定給水装置工事事業者

更新申請のご案内

●更新申請に提出する書類(水道法第 25 条の 2 を準用)

ホームページよりダウンロードできます。(<http://www.town.nakai.kanagawa.jp> →暮らし→水道→水道指定工事店向けのページ)

	個人	法人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)	○	○	表面と裏面があります(両面とも記入してください)A4両面印刷
「機械器具調書」(別表)	○	○	管の切断用(金のこ、旋盤等)・管の加工用(やすり、パイプネジ切り器等)・接合用(パイプレンチ、スパナ等)・水圧テストポンプ等
「誓約書」(様式第2)	○	○	
「住民票」の写し	○		申請日より <u>3ヶ月以内</u> に発行されたものを添付してください。
「定款」の写し		○	<u>直近のもの</u> を添付してください。また、財団法人の場合は「寄付行為」の写しを添付してください。
登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		○	申請日より <u>3ヶ月以内</u> に発行された原本を添付してください。
「指定更新時確認事項調査票」 ※講習・研修受講を証明する書類を添付してください。	○	○	①～④について、必要事項を記入してください。 ①業務内容(営業時間、漏水修繕対応等について) ②指定給水装置工事事業者講習会の受講状況 ③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況 ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」	○	○	変更がある場合のみ提出してください。

●更新申請手数料(中井町水道事業給水条例第 36 条による)

指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき、5,000円(非課税)

●更新申請場所

〒259-0197 中井町比奈窪56

中井町役場 庁舎2階 上下水道課 窓口

電話 0465-81-3903(直通)

※申請は直接窓口にお越しください。(郵送不可)